

第8回線引き見直しに向けた検討会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第8回線引き見直しに向けた検討会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画その他土地利用及び都市施設に関する重要な都市計画の決定及び変更にあたっての基本的基準の策定について検討を行うため、第8回線引き見直しに向けた検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 検討会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 地域の実情に応じた集約型都市構造のあり方
- (2) 大規模災害などを想定した土地利用の規制・誘導のあり方
- (3) 都市計画区域マスタープランのあり方
- (4) その他線引き見直しの検討に必要な事項

(委員)

第4条 検討会の委員（以下「委員」という。）は、別表1に掲げる者とする。

(会長)

第5条 検討会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、検討会を招集し、その議長となる。
- 3 会長は、必要に応じてその都度委員以外の者を検討会に参加させることができる。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(オブザーバー)

第6条 検討会にオブザーバーを置く。

- 2 オブザーバーは、別表2に掲げる課の職員のうちから当該課の長が指名する者をもって充てる。
- 3 オブザーバーは、委員の求めに応じて意見を述べることができる。

(提言)

第7条 検討会は、検討の結果を取りまとめ、神奈川県知事に必要な提言を行うものとする。

(設置期間)

第8条 検討会は、前条に定める提言をもって廃止する。

(事務局)

第9条 検討会の事務局は、県土整備局都市部都市計画課に置く。

附 則

この要綱は、令和3年5月21日から施行する。

別表 1

氏 名	職 業	専門分野
高見沢 実	横浜国立大学大学院教授	都市計画
中村 英夫	日本大学教授	都市計画
福岡 孝則	東京農業大学准教授	造園・景観
平本 光男	神奈川県農業協同組合中央会代表理事副会長	農業
鈴木 賢二	神奈川県商工会議所連合会常務理事	商工業
福田 大輔	東京大学大学院教授	交通

別表 2

総合政策課
土地水資源対策課
危機管理防災課
自然環境保全課
農地課
企業誘致・国際ビジネス課
商業流通課